平 成 30 年

奈 良 市

目 次

奈良市報	告第	3 5	号	平成29年度決算に基づく奈良市財政の健全化判断比	
				率の報告について	1
"	第	3 6	号	平成29年度決算に基づく奈良市公営企業の資金不足	
				比率の報告について	2
"	第	3 7	号	平成29年度奈良市一般会計歳入歳出決算の認定につ	
				いて	(別冊)
"	第	3 8	号	平成29年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計歳	
				入歳出決算の認定について	(別冊)
"	第	3 9	号	平成29年度奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出決	
				算の認定について	(別冊)
"	第	4 0	号	平成29年度奈良市土地区画整理事業特別会計歳入歳	
				出決算の認定について	(別冊)
"	第	4 1	号	平成29年度奈良市市街地再開発事業特別会計歳入歳	
				出決算の認定について	(別冊)
"	第	4 2	号	平成29年度奈良市公共用地取得事業特別会計歳入歳	
				出決算の認定について	(別冊)
"	第	4 3	号	平成29年度奈良市駐車場事業特別会計歳入歳出決算	
				の認定について	(別冊)
"	第	4 4	号	平成29年度奈良市介護保険特別会計歳入歳出決算の	
				認定について	(別冊)
"	第	4 5	号	平成29年度奈良市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別	
				会計歳入歳出決算の認定について	(別冊)
"	第	4 6	号	平成29年度奈良市針テラス事業特別会計歳入歳出決	
				算の認定について	(別冊)
"	第	4 7	号	平成29年度奈良市後期高齢者医療特別会計歳入歳出	
				決算の認定について	(別冊)
"	第	4 8	号	平成29年度奈良市病院事業会計決算の認定について	(別冊)
"	第	4 9	号	平成29年度奈良市水道事業会計決算の認定について	(別冊)
"	第	5 0	号	平成29年度奈良市下水道事業会計決算の認定につい	
				7	(別冊)

奈良市幸	设告第	5 1	号	奈良市第4次総合計画の基本計画に係る実施状況(平	
				成28年度~平成29年度)及び実施計画(平成30	
				年度~平成32年度)の報告について	3
"	第	5 2	号	市長専決処分の報告について	4
"	第	5 3	号	市長専決処分の報告について	17
"	第	5 4	号	市長専決処分の報告について	21
"	第	5 5	号	市長専決処分の報告について	23
"	第	5 6	号	市長専決処分の報告について	25
"	第	5 7	号	市長専決処分の報告について	27
"	第	5 8	号	市長専決処分の報告について	29
"	第	5 9	号	市長専決処分の報告について	31
奈良市調	養案第	8 4	号	平成30年度奈良市一般会計補正予算(第3号)	33
"	第	8 5	号	平成30年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算	
				(第1号)	37
"	第	8 6	号	平成30年度奈良市介護保険特別会計補正予算(第1	
				号)	39
"	第	8 7	号	平成30年度奈良市水道事業会計補正予算(第1号)	89
"	第	8 8	号	奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の	
				公費負担に関する条例の一部改正について	97
"	第	8 9	号	奈良市手数料条例の一部改正について	98
"	第	9 0	号	奈良市立こども園設置条例等の一部改正について	100
"	第	9 1	号	奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	
				を定める条例の一部改正について	102
"	第	9 2	号	奈良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関す	
				る基準を定める条例の全部改正について	105
"	第	93	号	奈良市共同浴場条例の一部改正について	107
"	第	9 4	号	奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正	
				について	108
"	第	9 5	号	奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れ	
				る特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正につ	
				<i>V</i> 17·····	109
"	第	9 6	号	奈良市営駐車場条例の一部改正について	111

奈良市議第	案第	9 7	号	平成29年度奈良市水道事業会計未処分利益剰余金の	
				処分について	113
"	第	98	号	財産の取得について	114
"	第	9 9	号	財産の取得について	115
"	第	100	号	町の区域の変更について	116
"	第	1 0 1	号	町の区域の変更について	119
奈良市諮問	問第	2	号	人権擁護委員の候補者の推薦について	122
"	第	3	号	人権擁護委員の候補者の推薦について	124
"	第	4	号	人権擁護委員の候補者の推薦について	126

奈良市報告第35号

平成29年度決算に基づく奈良市財政の健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の 規定により、平成29年度決算に基づく奈良市財政の健全化判断比率を監査委員の意見を 付けて次のとおり報告する。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

(単位:%)

比 率 名	平成 29 年度決算に基づく 健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	_	11.25
連結実質赤字比率	_	16.25
実質公債費比率 (3か年平均)	12.7	25.0
将来負担比率	161.1	350.0

備考

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額がないため、「一」と記載している。

奈良市報告第36号

平成29年度決算に基づく奈良市公営企業の 資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく奈良市公営企業の資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

(単位:%)

	会計の名称	平成 29 年度決算に 基づく資金不足比率	経営健全化基準
	水道事業会計	_	
法適用	下水道事業会計	_	20.0
	病院事業会計	_	

備考

資金不足比率は、資金不足額がないため、「一」と記載している。

奈良市報告第51号

奈良市第4次総合計画の基本計画に係る実施状況(平成28年度 ~平成29年度)及び実施計画(平成30年度~平成32年度) の報告について

奈良市第4次総合計画の基本計画に係る実施状況(平成28年度~平成29年度)及び 実施計画(平成30年度~平成32年度)について、奈良市行政に係る基本的な計画の議 決等に関する条例(平成22年奈良市条例第20号)第5条第1項及び第2項の規定によ り、次のとおり報告する。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 奈良市第4次総合計画【後期基本計画】実施状況(平成28年度~平成29年度)及 び実施計画(平成30年度~平成32年度)(別冊) 奈良市報告第52号

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 平成30年度奈良市一般会計補正予算(第2号)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分する ものとする。

平成30年7月6日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

1 平成30年度奈良市一般会計補正予算(第2号)

平成30年度奈良市一般会計補正予算(第2号)

平成30年度奈良市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ80,000千円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ130,627,100千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歲入歲出予算補正

歳 入

	款			項		補正前の額	補 正 額	計
22. 市		債				千円 13,253,100	千円 80,000	千円 13,333,100
			1. 市		債	13,253,100	80,000	13,333,100
	歳	入	合	計		130,547,100	80,000	130,627,100

歳 出

	款			項			補正前の額	補 正 額	計
3 . 民	生	費					千円 58,702,522	千円 4,000	千円 58,706,522
			2. 児	童福	ā 祉	費	19,812,528	4,000	19,816,528
11. 教	育	費					10,281,377	76,000	10,357,377
			2. 小	学	校	費	1,204,243	45,000	1,249,243
			3. 中	学	校	費	752,047	31,000	783,047
	歳	出	合	計			130,547,100	80,000	130,627,100

第2表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限 度	ぎ 額
た 頂 V/ 日 DY	補 正 前	補 正 後
	千円	千円
福祉施設整備事業	1,121,100	1,125,100
義務教育施設整備事業	370,400	446,400
計	13,253,100	13,333,100

(第2号)

1.一般会計 (1)一般会計歲入歲出補正予算事項別明細書

1. 総括

13, 333, 100 130, 627, 100 (単位:千円) ilita 80,000 補正額 13, 253, 100 130, 547, 100 補正前の額 ᆒᄪ ⟨□ 蔌 \prec 搬 談入 市債 22

		県	Ŕ	Ī	1	ı	
H		抽					
(単位:千円)		心質					
(重		1					
	票		1				
	K		他				
	頒		0				
	耳	頒	N				
	6		iilm/	4,000	76, 000	80, 000	
	額	財	j 債	4,	76,	80,	
	田	定	1 方				
	無	,	推				
		静	\ta\				
			国県支出金				
			県				
			H				
				522	377	100	
		<u> </u>		58, 706, 522	10, 357, 377	130, 627, 100	
		11111111		58,	10,	130,	
				4,000	76, 000	80, 000	
		補正額		4,	76,	80	
		捶					
		額		58, 702, 522	10, 281, 377	130, 547, 100	
		前の		3, 702), 281), 547	
		補正前の額		35] =	130	
						ilina	
						<□	
		桊					
						丑	
田				_{ll} t∟.	pt	艦	
歳				民生費	教育費	-	
<u>(</u>					11 巻		
				က		L	

2. 藏入 第22款

市債

市債

第1項

ſ				0 0			 		
∯ (H)				45, 000 31, 000					
(単位:千円				7. 0.7		,			
(東									
		£							
			業債						
	X III	L	児童福祉施設整備事業債	小学校施設整備專業債 中学校施設整備專業債					
	""		設整	整離					
			祉施	超 数 数 数					
			童福	学学 校校					
		額	4,000	76, 000					
			7	76					
		④							
	部				_		 		
		分	福祉施設整備 事業債	義務教育施設整備事業債					
		5	施設債	数事管業					
		M	相 神 大 業 本	養養 大 大 大					
			Ţ				 		
			009	592, 600					100
	111	<u></u>	1, 160, 600	592,					13, 333, 100
	"	-	1,						13,
			4,000	76, 000					80, 000
	H#.	備上領	4	76,					80
	4	₩.							
	H.4	鎖	1, 156, 600	516, 600					13, 253, 100
	(Hijo	, 156	516					, 253
	 	備上削り鎖							13
	۵	Ш	11h	Stlerne					神血
			民生債	教育債					
			22	∞ ※					
i			<u> </u>	1			 	-	L

3. 歲 出 第3款 民生費

第2項 児童福祉費

1			
	明		
		₩	
	影	· 一种 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		児童福祉施設整備事業	
		<u> </u>	
	愛	4,000	
	倒		
,,_	41	· Attended to the control of the con	
節	<i>/</i> ~		
	Æ		
	M		
Ш		00 00	000
(S 版	4,000	4,000
H	額内		
i	1 箴	 	(漢)
7	至	特 (D (D (D (D (D (D (D (D (D (D (D (D (D	特定財源 一般財源
<u> </u>			
	1	659, 533	19, 816, 528
			19
		4,000	4, 000
	補正額	र्च	4,
	霍		
-		233	528
	補正前の額	655, 533 6659, 673	19, 812, 528
	無		19
		创新 版	
	ш	整備事業費	- 1
	_	<u>SPA SPA SP</u>	
		o	

	明		
	XX find	遊費 整	
		小 交	
	金額	45, 000	
海		兼区	
	N A		
	の 形	45,000 15	45,000
1	出源	等定財源 (内訳) 市債	特定財源 一般財源
	<u> </u>	263, 400	1, 249, 243
	補正額	45, 000	45, 000
	補正前の額	218, 400	1, 204, 243
	ш	事事 事事 業費 大学校施設 養養	雪 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
	1	補正額 計 構正額の 構正前の額 補正額 財源内 訳 区分金額	補正的の額 補正額 計 構 正 鎖 の

(単位:千円)		明			
	泛다				
費 第3項 中学校費	節	金 額	5		
		K	以 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
	正額の調力訳		31, 000		31,000
	l	型 型 型	オた 2 身 () 内 ()		特定財源 一般財源
		抽血	713, 500		783, 047
	補正額		000		31,000
		補正前の額	104, 500		752, 047
第11款 教育費		ш	4 十十文十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十		-

<u> </u>									
- 関する調書	(単位 千円)		光弦在底丰相左直目:3%	当隊十久不完正同先之敬	95,409,972	27,986,988	30,627,693	197,938,528	
における現在高の見込みに		理	当該年度中増減見込み	当該年度中起債見込額	6,412,800	1,141,600	2,421,600	13,333,100	
(2) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書		温	业转在库土租左官员须缩	当谈牛及 木坑住同 远公镇	95,329,972	27,910,988	30,623,693	197,858,528	
F度末における現在高並びN		五 # 正	当該年度中増減見込み	当該年度中起債見込額	6,332,800	1,065,600	2,417,600	13,253,100	
地方債の前前4			尔		通債	畑	の 他	1111111	
(2)					1. 普	(2) 教	(4) &	<□	·

般会計款別性質別経費総括表

(単位:千円)

1110	00	0	0(00
IIII	80,000	80,000	80,000	80,000
	8	8	8	∞
⟨□			į	
#灰	76,000	76,000	76,000	76,000
16	76,	76,	76,	76,
KIEL				
教	•			
# <u></u>	00	00	00	8
	4,000	4,000	4,000	4,000
刑				
出	20.	13411	=4	
	曹	翭	類	
	滋	栅		
撇	SIE	譚		
X X	名	製	浀	ina ina
	t/m/	熳		
厂	河	準	<u> </u> 	
和	榖			

投 資 的 経 費 一 覧 表

乾 財 號 巴			ブロック塀等改修		ブロック塀等改修	ブロック塀等改修	
	——		-				l
五	その色						
源内	地方債	4,000	4,000	76,000	45,000	31,000	80,000
科	順						
	H						
H 有	1. 异戗	4,000	4,000	76,000	45,000	31,000	80,000
*	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		児童福祉施設整備事業		小学校施設整備事業	中学校施設整備事業	선대 선대
操	<u></u> 海	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	<u></u>	楼 画	曲	<u></u>	- 一般

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

記

1 市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分する ものとする。

平成30年7月11日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

1 市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に 関する訴えの提起について

本市は、市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求めるため、次のとおり裁判所に訴えを提起する。

1 訴えを提起する相手方の住所及び氏名 別表のとおり

2 訴えの要旨

別表に記載する者を相手方として、次の判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 市営住宅を明渡し、かつ原状に復し、奈良市営住宅条例第38条第3項及び第4項 の規定により徴収する金銭を支払え。
- (2) 滞納家賃等及びこれに対する遅延損害金を支払え。
- (3) 訴訟費用は被告の負担とする。

3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。
- (3) 本市は、上記の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解することができる。

別 表

番号	住 所	氏 名	住宅名及び住宅番号	請求の原因
1				転貸・長期 不使用
1				不法占有

奈良市報告第54号

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。 平成30年7月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成29年11月18日午後6時40分頃、奈良市学園中二丁目地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の普通自動車のタイヤが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 28,960円

奈良市報告第55号

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。 平成30年7月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年3月10日午後8時頃、奈良市小倉町地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の軽自動車のホイールが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 16,130円

奈良市報告第56号

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。 平成30年7月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年3月25日午後7時30分頃、奈良市針町地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の普通自動車のタイヤ等が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 146,394円

奈良市報告第57号

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。 平成30年7月3日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年4月16日午前9時30分頃、奈良市南京終町二丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方の軽自動車と接触し、相手方が負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 378,773円

奈良市報告第58号

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。 平成30年7月6日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年3月23日午後4時30分頃、奈良市東向中町地内において発生した、本市の公用車が相手方の普通自動車と接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 404,820円

奈良市報告第59号

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。 平成30年7月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年6月14日午後10時頃、奈良市月ヶ瀬石打地内において発生した、市道の 穴ぼこにより、走行していた相手方の普通自動車のタイヤ等が損傷した事故について、和 解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 185,000円

平成30年度奈良市一般会計補正予算(第3号)

平成30年度奈良市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ798,296千円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ131,425,396千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。 (地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歲入歲出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13. 分担金及び担 金		千円 1,371,922	千円 5,250	千円 1,377,172
	1.分 担 金	13,165	5,250	18,415
15. 国 庫 支 出 金		23,514,940	28,369	23,543,309
	1.国庫負担金	20,244,723	2,200	20,246,923
	3.国庫委託金	160,227	2,800	163,027
	4.国庫交付金	1,813,926	23,369	1,837,295
16. 県 支 出 金		8,362,787	21,858	8,384,645
	2.県補助金	1,988,096	21,858	2,009,954
20. 繰 越 金		11,700	568,919	580,619
	1.繰 越 金	11,700	568,919	580,619
21. 諸 収 入		3,294,613	1,000	3,295,613
	4.雑 入	1,954,223	1,000	1,955,223
22. 市 債		13,333,100	172,900	13,506,000
	1.市 債	13,333,100	172,900	13,506,000
歳入	合 計	130,627,100	798,296	131,425,396

歳 出

	款			項			補正前の額	補 正 額	計
2. 総	務	費					千円 14,232,833	千円 76,500	千円 14,309,333
			1. 総	務管	理り	貴	10,566,069	60,000	10,626,069
			2. 企	画	1	貴	1,549,701	16,500	1,566,201

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3.民 生	,	千円 58,706,522	千円 369,403	千円 59,075,925
	1.社会福祉費	25,498,815	107,518	25,606,333
	2.児童福祉費	19,816,528	94,338	19,910,866
	3. 生活保護費	13,157,553	164,747	13,322,300
	4. 国 民 年 金 務 費	233,626	2,800	236,426
4. 衛 生 習		11,233,080	70,222	11,303,302
	1.保健衛生費	2,968,313	5,500	2,973,813
	2.保健所費	1,878,530	17,742	1,896,272
	3.清 掃 費	5,764,466	46,980	5,811,446
8. 観 光 雪		996,657	1,000	997,657
	1. 観 光 費	996,657	1,000	997,657
9. 土 木 雪		9,785,513	147,971	9,933,484
	1.土木管理費	117,341	6,000	123,341
	2.道路橋梁費	2,933,039	40,000	2,973,039
	3.河 川 費	381,226	45,000	426,226
	4.都市計画費	3,940,586	55,771	3,996,357
	6. 住 宅 費	487,010	1,200	488,210
11. 教 育 費		10,357,377	99,900	10,457,277
	1.教育総務費	2,578,156	70,000	2,648,156
	2.小学校費	1,249,243	26,800	1,276,043
	3. 中 学 校 費	783,047	3,100	786,147
12. 災 害 復 旧 費	,	44,000	33,300	77,300
	1. 農林水産業施設 集 復 旧 費	12,000	30,000	42,000
	3. 教 育 施 設 災 害 復 旧 費	_	3,300	3,300
歳 出	合 計	130,627,100	798,296	131,425,396

第2表 債務負担行為補正

1. 追加分

事 項	期間	限 度 額
こども園給食調理業務委託	平成30年度から 平成31年度まで	千円 27,000

第3表 地方債補正

1. 変更分

zz 建 の P が	限	度	額
起債の目的	補 正	前補	正 後
文 化 振 興 施 設 整 備 事 業	4	千円 9,000	千円 65,500
保健衛生施設整備事業	1,100	3,000	1,108,500
清掃施設整備事業	450	0,600	453,400
都 市 計 画 事 業	1,07	7,500	1,133,200
公 営 住 宅 建 設 事 業	90	8,400	99,600
義務教育施設整備事業	440	6,400	534,100
災 害 復 旧 事 業	30	6,300	39,800
計	13,33	3,100	13,506,000

平成30年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

平成30年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ466,847千円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,066,847千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歲入歲出予算補正

歳 入

		款			項		補正前の額	補 正 額	計
5 .	県	支出	3 金				千円 26,484,224	千円 5,130	千円 26,489,354
				1.県	補助	力 金	26,484,224	5,130	26,489,354
7 .	繰	入	金				2,434,903	379,059	2,813,962
				2.基	金繰	入 金	_	379,059	379,059
8.	繰	越	金				_	82,658	82,658
				1.繰	越	金		82,658	82,658
		歳	入	合	計		36,600,000	466,847	37,066,847

(註) 「第8款 諸収入」を「第9款 諸収入」に改める。

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1.総務費		千円 368,085	千円 5,130	千円 373,215
	1.総務管理費	277,891	5,130	283,021
8.諸 支 出 金		45,526	461,717	507,243
	1. 還 付 及 び 還 付 加 算 金	40,726	461,717	502,443
歳 出	合 計	36,600,000	466,847	37,066,847

平成30年度奈良市介護保険特別会計補正予算(第1号)

平成30年度奈良市の介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ240,622千円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,940,622千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歲入歲出予算補正

歳 入

		款			項		補正前の額	補 正 額	計
6 .	繰	入	金				千円 4,588,044	千円 16,688	千円 4,604,732
				2. 基	金 繰	入 金	_	16,688	16,688
7 .	繰	越	金				_	223,934	223,934
				1.繰	越	金	_	223,934	223,934
		歳	入	合	計		31,700,000	240,622	31,940,622

(註) 「第7款 諸収入」を「第8款 諸収入」に改める。

歳出

	款				項		補正前の額	補 正 額	計
5.諸	支	出	金				千円 12,000	千円 240,622	千円 252,622
				1. 償	還 金 付 加	び 金	12,000	240,622	252,622
	歳	出	1	合	計		31,700,000	240,622	31,940,622

1. 一般会計 (1)一般会計歲入歲出補正予算事項別明細書(第3号)

(単位:千円)		1, 377, 172	23, 543, 309	8, 384, 645	580, 619	3, 295, 613	13, 506, 000	131, 425, 396	
(単位	1111111								
·	:	5, 250	28, 369	21,858	568, 919	1,000	172,900	798, 296	
	補正額							1	
		922	940	187	002	613	100	100	
	補正前の額	1, 371, 922	23, 514, 940	8, 362, 787	11, 700	3, 294, 613	13, 333, 100	130, 627, 100	
								######################################	
	禁							人	
歳入)	=	分担金及び負担金	国庫支出金	H金	/N	ر ا		搬	
幾	:	13 分担金	15 国庫支	16 県支出金	20 繰越金	21 諸収入	22 市債		

株元前の額 株元前の額 株元前の額 株元前の 株元 株元 株元 株元 株元 株元 株元 株	田)						=	(単位:千円)
数 権工額の額 精工額の額 計量 本の相談 本の記述					**	正額	源内	
14,232,833	談	補正前の額	補正額	111111111111111111111111111111111111111	奉	財	源	1
14,282,833 76,500 14,399,333 76,500 14,399,333 16,500 16,500 96 11,233,080 70,222 11,303,302 8,300 8,300 1,000 97,657 1,000					国県支出金	力	0)	£
58,706,522 369,403 59,075,925 23,169 8,300 1,000 997,657 1,000 1,00		14, 232, 833	76, 500	14, 309, 333	:	16, 500		60,000
11,233,080 70,222 11,303,302 8,300 1,000		58, 706, 522	369, 403	59, 075, 925	23, 169			346, 234
3966,667 1,000 997,657 1,000		11, 233, 080	70, 222	11, 303, 302		8, 300		61, 922
会・785,513 147,971 9,933,484 3,000 56,900 合 計・ 10,357,377 99,900 10,457,277 87,700 5,250 合 計・ 130,627,100 798,296 131,425,396 50,227 172,900 6,250 8		996, 657	1,000	997, 657			1,000	
10,357,377 99,900 10,457,277 87,700 5,250 130,627,100 798,296 131,425,396 50,227 172,900 6,250 ほ		9, 785, 513	147, 971		3,000	56, 900		88, 071
出 合 計 130,627,100 798,296 131,425,396 50,227 172,908 5,250 56,250 市 130,627,100 798,296 131,425,396 50,227 172,900 6,250 568,		10, 357, 377	99, 900	10, 457, 277		87, 700		12, 200
合 計 130,627,100 798,296 131,425,396 50,227 172,900 6,250 (250 (250 (250 (250 (250 (250 (250 (44,000	33, 300	77,300	24, 058	3, 500	5, 250	492
一般財源內訳 繰越金	√ □	130, 627, 100	798, 296	131, 425, 396	50, 227	172, 900	6, 250	568, 919
						一般財源内訳	繰越金	568, 919
			-					
								-

2. 歲入 第13數

分担金及び負担金

分担金 第1項

(単位:千円)			1, 250 4, 000 4, 000	
(単位	H			ž.
	为 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	HAT.	農地災害復旧事業費分担金農地災害復旧事業費分担金農地災害復旧事業費分担金	
		額	5, 250	
		金		
	飾	区分	1 農林 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個	
-	ជា	in in	6,650	18, 415
	補正額		5, 250	5, 250
	4.1. 业分配	備正則の強	1,400	13, 165
	П	Щ	2 災害復旧費分担金	in a

第13款 分担金及び負担金

第15款 国庫支出金

第1項 国庫負担金

(単位:千円)				
惠)	#	5		
	XI III	n.	教育施設災害復旧事業費負担金	
		額	2, 200	
	魻	④		
		区分	1 	
	111	100	2, 200	20, 246, 923
	24年	佣止領	2,200	2, 200
	14.	相止削の殺		20, 244, 723
		Ш	3 災害復旧費国庫負担金金	11 tile

第15款 国庫支出金

第15款 国庫支出金

国庫委託金

第3項

(単位:千円) 囲 国民年金事務取扱費委託金 影 2,800 篘 金 絙 3 国民年金事務 取扱費委託金 尔 |X|163,027 102, 338 11111111 2,800 2,800 補正額 99, 538 160, 227 補正前の額 民生費国庫委託金 Ш 咖 2

第15款 国庫支出金

第15款 国庫支出金

第4項 国庫交付金

(単位:千円)					
	HH HH	:	地域介護·福祉空間整備等施設整備交付金	社会資本整備総合交付金	
		金額	20, 369	3,000	
	與	区分	1 高齡者福祉施 設整備事業費 交付金	1 建築指導及介金	
	111	<u> </u>	322, 207	1, 460, 795	1, 837, 295
	59-1-41	備比領	20, 369	3,000	23, 369
	里	備止肌の鎖	301, 838	1, 457, 795	1, 813, 926
	Γ	Ш	2 民生費国庫交付金	5 土木費国庫交付金	加工

第15款 国庫支出金

第16款 県支出金

県補助金

第2項

(単位:千円)			6,311	
	田	3		
Trime to the state of the state	XIIII	ייי	農林業用施設災害復旧事業費補助金農地災害復旧事業費補助金糧費,與企業費有的金糧工程。	
		金 額	21,858	
	1	VA.		
	節	区分	最	
	<u>-</u> 1	ī	26, 566	2, 009, 954
	大桥 17. 存在	備工名	21, 858	21, 858
	华工学的	作した。同じくを見	4, 708	1, 988, 096
	100	П	7 災害復旧費県補助金	-

第16款 県支出金

第20款 繰越金

第1項 繰越金

(単位:千円)				
(単位	H	£		
		j		
	沿	EM.	勝	
		額	568, 919	
	J.C	毎		
	節	区分	1 繰 破	
1	111	<u></u>	580, 619	580, 619
	24年十年	佣上領	568, 919	568, 919
	1 3 3 3 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	伸上則の徴	11, 700	11, 700
	Π	ш	1 繰越金	加丘

第20款 繰越金

第21款 諸収入

第4項 雑入

(単位:千円)				
(東		7.7		
	≯⊡ 1∫11	_በ ፖር	地域社会振興財団助成金	
		額	1,000	
	節	丧		
	, mar	区分	7 観光費維入	
,	1111	<u> </u>	1, 955, 105	1, 955, 223
	24二十45	備工為		I, 000
	関心禁止料	備上則の領	1, 954, 105	1, 954, 223
	П	Ш	2 雑入	100

第21款 諸収入

第22款 市債

第1項 市債

(単位:千円)		7.1							2, 400	
	No.		文化振興施設整備事業債	保健衛生施設整備事業債	し尿処理施設整備事業債	街路事業債	公営住宅建設事業債	小学校施設整備事業債	農林業用施設災害復旧事業債教育施設災害復旧事業債	
		金 額	16, 500	5, 500	2,800	55, 700	1, 200	87, 700	3, 500	
	節	区分	2 文化振興施設 整備事業債	1 保健衛生施設 整備事業債	2 清掃施設整備 事業債	3 都市計画事業 債	4 公営住宅建設 事業債	1 義務教育施設 整備事業債	1 災害復旧事業債	
	<u>1</u> 111		188, 900	1, 561, 900		2, 906, 500		680, 300	39, 800	13, 506, 000
	4年17年	備工領	16, 500	8, 300		56, 900		87, 700	3, 500	172, 900
	14.	備上別の領	172, 400	1, 553, 600		2, 849, 600		592, 600	36, 300	13, 333, 100
		Ш	1 総務債	3 衛生債		6 土木債		8 教育債	9 災害復旧債	盐

第22款 市債

3. 歲 出 第2款 総務費

第1項 総務管理費

(単位:千円)		田	ター屋内施設改修事		
		溢	西部生涯スポーツセンター屋内施設改修事業	· •	
		金額	2,000	28, 000	
	節	区分	13 委託料	15 工事請負責	
	Ą	に対していません。	60,000		000,000
	4	五	一般財源		特定財源 一般財源
		11nn	63, 616		10,626,069 特定財源 —般財源
		補正額	60,000		60, 000
		補正前の額	3,616		10, 566, 069
		ш	19 スポーツ施設 # # # # # # # # # # # # # # # # # # #	出 世 ・ ・ ・ ・	1 10 □

総務費	
第2款	

企画費

第2項

田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田				
(単位:千円)		崩		
		凝	文化振興施設整備事業	
		額	16, 500	
		④		
	節	X X	工事請負費	
		像内 3 訳	16, 500	16, 500
	H ₋		本 (内 市 (内 市	特定財源 一般財源
		inc	65, 500	1, 566, 201
		補正額	16, 500	16, 500
		補正前の額	49, 000	1, 549, 701
		ш	を 整備事業 整備事業 を を を を を を を を を を を を を	計 松0 数

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

	説明	社会福祉事務経費	老人福祉施設等整備費補助事業	
	麓	87, 149	20, 369	
	翎			
節	N K	償還金利子及 び割引料	負担金補助及 び交付金 (でを付金)	
_		23	19	
	6 點	87, 149	20, 369	20, 369 87, 149
	額內			
	推 選	一般財源	特定財源 (内訳) 国庫支出金	特定財源一般財源
	illa.	1, 582, 523	28, 169	25, 606, 333
	備正額	87, 149	20, 369	107, 518
	補正前の額	1, 495, 374	7, 800	25, 498, 815
	ш	社会福祉総務費	10 高齢者福祉 設整備事業費	inha.

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位:千円)			91, 638 2, 700	
(甲仏		朗		
			児童福祉事務経費 少子化対策推進事業経費	
		額	2, 700	
		④		
	節	· 区 公	13 委託料 23 償還金利子及 び割引料	
		領内の訳	94, 338	94, 338
	1		一般 一	特定財源 一般財源
		11111111	1, 478, 192	19, 910, 866
		補正額	94, 338	
		補正前の額	1, 383, 854	19, 816, 528
		ш	遺 動 音 合 記 終 多	in E

第3款 民生費

第3項 生活保護費

田		
田	 	
	セーフティネット支援対策等事業経費	
金額	164, 747	
(分)	償還金利子及び割引料	
額をでいる。	164, 747 23	0 164, 747
甘 東 道		特定財源 一般財源
盐	730, 300	13, 322, 300
伸 正額	164, 747	164, 747
補正前の額	565, 553	13, 157, 553
ш	五 長	1111cz

第3款 民生費

第4項 国民年金事務費

(単位:千円)		留			
		溢	国民年金事務経費		
		金額	3, 800		
	節	区分	13 数据数		
	j.	無 正 徴 の 財 源 内 訳	特定財源 2,800 (内訳) 国庫支出金 2,800	字定財源 2,800 -般財源 0	
		1111111	236, 426	236, 426 特定財源 —般財源	
		補正額	7, 800	2,800	
		補正前の額	233, 626	233, 626	
		ш.	I 国 政 政 中 会 章	1 1111111	第3款 民生費

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

-	崩		
	๊	保健衛生施設整備事業	
	額	5, 500	
	∜		
節	★	一	
l	6 H	5, 500	5, 500
1	新 正 類 類 互 数 互 数 互 数	等 (の) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で	特定財源 一般財源
	11 II I	1, 120, 000	2, 973, 813
	補正額	5, 500	5, 500
	補正前の額	1, 114, 500	2, 968, 313
	ш	孫	1 -a

第4款 衛生費

第2項 保健所費

=			
	崩		
	訊	一	
:	ilii ez	保健所事務経費	
	額	17, 742	
	翎		
節	X &	償還金利子及 び割引料 中	
		53	
(の限	17, 742	0
ų	額内		
	祖 知 漢	一般財源	特定財源 一般財源
	in a	1, 031, 827	1, 896, 272
	補正額	17, 742	17,742
	補正前の額	1, 014, 085	1, 878, 530
	ш	保健所総務費	गीव

第4款 衛生費

清掃費

第3項

5,000 2,800 (単位:千円) 温 清掃施設整備事業 衛生浄化センター整備事業 點 清掃事務経費 39, 180 5,000 2,800 額 金 裋 償還金利子及 び割引料 工事請負費 尔 委託料 \bowtie 23 13 15 39, 180 2,800 2,800 5,000 2,800 44,180 の訳 額内 正源 (内訳) 市債 一般財源 5,811,446 特定財源 一般財源 一般財源 307, 262 | 特定財源 補財 1,741,154 1111111 39, 180 7,800 46,980 補正額 5, 764, 466 1, 701, 974 299, 462 補正前の額 清掃施設整備 事業費 衛生費 清掃総務費 Ш 11111111 第4款 <u>~</u>

第8款 観光費

第1項 観光費

(単位:千円)		明		
		說	今 及 国	
		類		
		翎		1 2
	節	次	ではない ではない かなから のので のので のので のので のので のので のので のの	
	(の船	1, 000	1,000
	1	额 内		
		用时间	特 (内 (内 (内 (内 (内 (大)	特定財源 一般財源
		1 1000	667, 061	997, 657
		補正額	1, 000	1,000
		補正前の額	666, 061	996, 657
		ш	到光振興 朝光振興費	in i
	ь			

土木費 第9款

Ш

က

(単位:千円)

哥

耐震改修促進事業経費 點 6,000 額 ④ 綇 負担金補助及 び交付金 尔 M 19 3,000 3,000 3,000 3, 000 3, 000 土木管理費 の訳 額内 (内訳) 国庫支出金 正源 第1項 一般財源 123, 341 特定財源 一般財源 47,744 特定財源 補財 111111 6,000 6,000 補正額 41,744 117, 341 補正前の額 建築指導費 11111111

(単位:千円)		明				
		溢	道路橋梁維持補修経費			
	-	金額	6,000	34, 000		
	第	宋 因	11 需用費	15 工事請負費		
道路橋梁費		領内の誤	40,000		40,000	
第2項 道	!	四個	一般財源		特定財源 一般財源	
		111111111111111111111111111111111111111	910, 200		2, 973, 039	
		補正額	40,000		40,000	
●		補正前の額	870, 200		2, 933, 039	
第9款 土木費		ш	道路橋梁維持		ilii II	60卦 十十事

Ê						
(単位:千円)		明				
		흜	河川維持補修経費			
		額	3,000	42,000		
	節	——————————————————————————————————————				
		区	委託料	事		
	_) 13	15		
	1	の訳	45,000		45,000	
河川貴	1	上源			<u>:</u>	
第3項		権財	一般財源		特定財源 一般財源	
		111111	145,000		426, 226	
		補正額	45,000		45, 000	
頔		補正前の額	100,000		381, 226	
第9款 土木費		ш	2 河川堤防維持	ýK	ijā n	名 0 歩 十十 乗

第9款 土木費

第4項 都市計画費

# E	••				
(単位:千円)		明			
	···	A E E	J.R.関西本級高架化事業		
		額	55, 771		
	į	翎			
	節	∜₹	負担金補助及び交付金の次の付金のである。		
		M	119		
		領内の訳	55, 700 55, 700 71	55, 700	
	1	居 漢 二	特 (内記 中 市 市 市 が 所 が が が が が が が が が が が が が が が	特定財源 一般財源	
		1	173, 371	3, 996, 357	
		補正額	55, 771	55, 771	
		補正前の額	117, 600	3, 940, 586	
		ш	光 高 高 高 高 高 高 高 高 高 高 高 一 一 一 一 一 一 一 一	",,,,,,	款 土木費
			م		第9款

(単位:千円)				
(単位		臣.		
		๊	公 公 住 定 作 作 作 作 作 作 作 作 作 作	
		金額	1,200	
	第	X X	工事請負費	
	1	6 能	1,200 15	1, 200
第6項 住宅費	1	居 第 场	存之 (内) (内)	寺定財源 一般財源
		1 ma	103, 700	488,210 特定財源 —般財源
		補正額	1,200	1, 200
椒		補正前の額	102, 500	487, 010
第9款 土木費		ш	で ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	計 計 報9款 土木費
			CF CF	

第11款 教育費

教育総務費

第1項

(単位:千円) 田 学事振興事務経費 點 70,000 額 ④ 絙 尔 委託料 \boxtimes 13 70,000 70,000 70,000 の訳 額內 正源 (内訳) 市債 2,648,156 特定財源 一般財源 1,095,675 特定財源 補財 1111111 70,000 70,000 補正額 1,025,675 2, 578, 156 補正前の額 第11款 教育費 教育振興費 min Ш 2

第11款 教育費

第2項 小学校費

(中位)		留			
		説	小学校施設整備事業		
		金額	11,300		
	節	⟨₹	13 委託料 15 工事請負費		
		領内の訳	17, 700	17,700	
	1		特 (内 (内 (内 (内 (内 (内 (内 (内 (((((((特定財源 一般財源	
		illia.	290, 200	1, 276, 043	
		補正額	26, 800	26, 800	
		補正前の額	263, 400	1, 249, 243	
		ш	4 小学校施設審	1)III LLL	第11款 教育費

第11款 教育費

第3項 中学校費

	_		
	明		
	説	中学校施設整備事業	
	額	3, 100	
	倒		
領	公	五 車 司 受 受	
		3,100 15	3, 100
빔	温原	一般財源	特定財源一般財源
	in a	216, 600	786, 147
:	補正額	3,100	3,100
	補正前の額	213, 500	783, 047
	ш	中华 車事 業 費 強 を を を を を を を を を を を を を	二計 教育書
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	補正前の額 補正額 計 財源内 訳 区分 金額	横正前の額 補正節 割 積 正 額 の 医 分 金 額 就 213,500 3,100 216,600 e旋財源 3,100 15 工事請負費 3,100 中学校施設整備事業

第12款 災害復旧費

第1項 農林水産業施設災害復旧費

(単位:千円)	_		20,000	
(単位		祖		
		湿	農地災害復旧事業農業工作設災害復日事業	
		麓	29, 144	
		翎		
	節	· 公 ·	11	
		数内に	定財源 29,508 (内訳) 果支出金 市債 2,400 分担金及び負租金 5,250 股財源 492	29, 508
	} .		特定財源 (内訳) 現文 出金 分相金及び 分相金及び	特定財源一般財源
		1 111 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	42,000	42,000
		補正額	30, 000	30,000
		補正前の額	12, 000	12,000
		ш	1 ※	計 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

第12款 災害復旧費

教育施設災害復旧費

第3項

(単位:千円) 盈 教育施設災害復旧事業 點 3,300 額 金 絙 工事請負費 尔 \boxtimes 15 3, 300 0 3,300 2, 200 1, 100 の訳 額內 (内訳) 国庫支出金 正源 市債 3,300 特定財源 一般財源 3,300 特定財源 補財 1 3, 300 3,300 補正額 1 補正前の額 第12款 災害復旧費 教育施設災害 復旧事業費 ш 11111

			五	1	17,121
	Œ,		r H		-
	(単位 千円)	TV.	1. 1.		
)	誤		便	6,879
	·	K	凝	0	8,6
1 4		黨		N	
見込		財	五	債	
質の	ŧ	6	:	力	
出		左	併	出	
 		7	禁	国県支出金地	
類又			#	具	
田					000
) 		条 の	額	額	27,000
債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み 及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書		度以同	平定	金	-
]年度		該年	丑		平成30年度 から 平成31年度 まで
			₩	解	平成30年度 から 平成31年度 まで
700 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	:	8	夠	額	
り が 関すが		末 まり	見込)額	翎	
たる は 等に		度	<u>〔</u> 田		
新たわ 注を額		l	₩.	至	
英			額		27,000
年度の			度		
で以					
					開温
 			頂		食茶體
事務が	加分)				海 (海
(2) 億	<u>і</u> , Дп				な 凝
3)	(1. 追		#		ے ا
	\smile				↓ ↓ 継

当該年度末現在高見込額 千円 95,579,372 32,717,547 28,074,688 4,134,644 30,652,493 322,947 51,814 198,111,428 (単位 簽 (3) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書 田 当該年度中増減見込み 当該年度中起債見込額 99,600 39,800 7,800 1,229,300 6,582,200 2,806,900 2,446,400 13,506,000 無 当該年度末現在高見込額 48,314 95,409,972 27,986,988 4,133,444 32,661,847 30,627,693 319,447 197,938,528 汇 川 当該年度中増減見込み 当該年度中起債見込額 98,400 1,141,600 36,300 4,300 6,412,800 2,751,200 13,333,100 2,421,600 無 K KIE \mathcal{H} 割 割 氽 讏 丰 1111111 #Щ 0 0 剰 鳭 筤 害 +1 4 羧 Y 8 \times 业 災 ďП Ξ (2)(3) 4 (2)2 .

2. 国民健康保險特別会計 (1)国民健康保險特別会計歲入歲出補正予算事項別明細書(第1号)

82,658

2,813,962

26, 489, 354 37, 066, 847 (単位:千円) 11110 379,059 82, 658 466,847 5, 130 補正額 26, 484, 224 2, 434, 903 36, 600, 000 補正前の額 in-**√**□ 蔌 褫 (歳 入 県支出金 1. 総括 繰入金 繰越金 ಬ ∞

(単位:千円)		4 4	Ξ	1	461,717	461, 717	379, 059	82, 658					
	財源内款	源	その他		i		下 練入金	~ 繰越金					
	補正額の	定財	地方債					一般吃嫁吃喂人					
	**	棒	国県支出金	5, 130		5, 130							
		111111111111111111111111111111111111111		373, 215	507, 243	37, 066, 847							
		補正額	_	5, 130	461, 717	466, 847					-		
		補正前の額		368, 085	45, 526	36, 600, 000							
						111111111111111111111111111111111111111							
)		藜			\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	出							
(歳 出				1 総務費	8 諸支出金	難							

2. 歲入 第5款

第5款 県支出金

第1項 県補助金

	- 1										ļ		
H	3										:		
岩區	מאאר	保険調整交付金分特別交付金											
	顡	5, 130							÷	- "			
ن	④												
Ē	区分	2 保険給付費等 特別交付金											
111111111111111111111111111111111111111		26, 489, 354									-	26, 489, 354	
5年1二· 夕 百	加工领	5, 130										5, 130	
1	備正則の徴	26, 484, 224										26, 484, 224	
Π	<u> </u>	1 保險給付費等交付金										<u> </u>	
	(1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	節 説 区分金額	補正前の額補正額計区分分金額説26, 484, 2245,13026, 489, 3542 保険給付費等 特別交付金5,130保険調整交付金分特別交付金	補正前の額 補正額 計 区分 分 金額 説 26, 484, 224 5, 130 26, 489, 354 2 保険給付費等 5, 130 保険調整交付金分特別交付金	補正前の額 補正額 計 区分 全額 説 26,484,224 5,130 26,489,354 2 保険給付費等 5,130 保険調整交付金分特別交付金特別交付金	補正前の額 補正額 計 区分 金額 説 26, 484, 224 5, 130 26, 489, 354 2 保険給付費等 5, 130 保険調整交付金分特別交付金	自 補正前の額 補正的の額 補正額 計 区 分 金 額 ご の 分 金 額 記 1 保険給付費等交付金 26,484,224 5,130 26,489,354 2保険給付費等 5,130 保険調整交付金分特別交付金	補正額 計 区分分 金額 説 26,484,224 5,130 26,489,354 2保険給付費等 5,130 保険調整交付金分特別交付金	自 補正前の額 補正額 計 区 分 金 額 説 1 保険給付費等交付金 26,484,224 5,130 26,489,354 2 保険給付費等 5,130 保険調整交付金分特別交付金	目 補正前の額 補正額 計 区 分 金 額 説 1 保険給付費等交付金 26,484,224 5,130 26,489,384 2 保険務付費等 5,130 保険調整交付金分特別交付金	4	1 保険給付費等交付会 26,484,224	保険給付費等文付金 補正的の額 補正的の額 補正的の額 積

国民健康保険特別会計

第7款 繰入金

第2項 基金繰入金

(単位:千円) 明 国民健康保険財政調整基金繰入金 點 379,059 額 金 絙 1 国民健康保険 財政調整基金 繰入金 氽 $|\mathbf{x}|$ 379,059 379,059 111111 379,059 379,059 補正額 補正前の額 1 基金繰入金 Ш 抽

国民健康保険特別会計

繰越金	
藃	
∞	
無	

繰越金

第1項

(単位:千円)		7.		
	完配	J-CH		
		金 額	85, 658	
	節	区分	1 繰越金	
	111111		82, 658	82, 658
	241二次区	備工領	85, 658	82, 658
	地上部	備正別が強		
		П	1 繰板企	1

国民健康保険特別会計

3. 蕨 出 第1款 総務費

第1項 総務管理費

(単位:千円)						
(甲位		崩				
		紫	国民健康保險運営事務経費			
		夠	5, 130			
		₩				
	節	区分	13 委託料			
			5, 130	5, 130	5, 130	>
	1	無	特定財源	(内款) 原文出金	+ 特定 中 時 日 診 日 が	AXXIVA
		ina a	267, 392		283, 021	
		補正額	5, 130		5, 130	
		補正前の額	262, 262		277, 891	111111111111111111111111111111111111111
		ш	1 一般管理費	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	前五	 国民健康保険特別会計

第8款 諸支出金

第1項 還付及び還付加算金

(単位:千円)		明		
		验	国民健康保険償還金	
		金額	461, 717	
,	節	· A	3 (黄麗金利子及で割引料) (大瀬山本) (大道本)	
	Ą	額内の誤	461, 717 23	461,717
		田 知 選 正	般財源 	特定財源 一般財源
		盂	471, 717	502, 443
		補正額	461, 717	461, 717
		補正前の額	10, 000	40,726
		ш	8 適 多	計 計 計 国民健康促除佐则合計

(第1号)

3.介護保險特別会計 (1)介護保険特別会計歲入歲出補正予算事項別明細書

(単位:千円)	illia.	4,604,732	223, 934	31, 940, 622			
	補正額	16,688	223, 934	240,622			
	補正前の額	4, 588, 044	1	31, 700, 000			
(輪	6 繰入金	7 繰越金	歳 入 合 計			

(単位:千円)		部 料 堀	Ŧ	240, 622	240,622	16, 688	223, 934					
	財 源 内 訳	源	その他			繰入金	人 繰越金					
	補正額の	定財	地方債			1000年/西州						
		特	国県支出金									
		1111111		252, 622	31, 940, 622							
		補正額		240, 622	240, 622					-		
		補正前の額		12,000	31, 700, 000							
					111111111111111111111111111111111111111							
		禁			田							
(競 出				5 諸支出金	繼				·			

2. 歲入 第6款 繰入金

第2項 基金繰入金

£				
(単位:千円)				
(単位		_		
	田			
:			会	
	沿	٦c	(現) (現) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日	
	11/11	<u> </u>	介護給付費準備基金繰入金 (1)	
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
			常	
		額	16,688	
	,	⊛		
	縉		JUN 76.1	
		分	个 编	
		M	<u> </u>	
	_			~
			16, 688	16, 688
	111	in.		
			88	<u></u>
	温料	備上領	16, 688	16,688
	「 4 	#		
	_	m/		-
	¥ (備に削り鎖		
	1	≢		
		-	(4)	
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		I	線入金 () () () () () () () () () () () () () (1110

介護保險特別会計

第7款 繰越金

第1項 繰越金

(単位:千円)				
(単(BH	E		
				-
	≯ □	7.T	· 崇刊 未 操	
		金 額		
	前	区分		;
	111	<u> </u>		223, 934
	14. 4.	備止領	223, 934	223, 934
	4	備止削の後	1	
		ш	1 繰越金	1 m=

介護保険特別会計

3. 歲 出 第5款 諸支出金

第1項 償還金及び還付加算金

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		3
彩	高 遊 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	
後	240,622 億	
超 公	値 で 割引料 下 を利 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
額の時間	240, 622 23	0 240,622
对 对新		特定財源 一般財源
1	240, 622	252, 622 特定財源 一般財源
補正額	240, 622	240, 622
補正前の額		12,000
Ш	倒倒	1100

一般会計及び特別会計款別性質別経費総括表

(単位:千円)

1111111	孫			240,622								240.622
4H	介 護 保			24		:					:	24(
別	(民)		5,130	461,717		-						466 847
特	长		5	461								466
	指 国 第	00	00	56	40	40	69	7.1	00	00	00	96
	<υ	85,000	75,500	407,456	230,340	197,040	20,369	176,671	33,300	3,300	30,000	906 802
					33,300				33,300	3,300	30,000	000 66
	災害復旧費				33,	·	:		33,	3,	30,	66
抽	献		70,000		29,900	29,900		29,900				000
init	仁		70,		29,	29,		29,		:		9
	教											
414	単	85,000		6,000	56,971	56,971		56,971				147 071
414	*	∞ ,		,	5	5		5				=
	(本)			1,000						1		1
般	米			1,0								-
	観									-		
	麒			56,922	13,300	13,300		13,300				000 02
1	刊			56	13	13		13				02
,	費		0	4	6	6	6					0
	升		5,500	343,534	20,369	20,369	20,369					360 403
	民			37								6
	长				76,500	76,500		200				0
	怒				76,	76,		76,500				76 500
	鏿		,									
禁		曹	颧	貅	曹	₩ ₩	助	漢	業	助	類	
計款		絢		长	湖	崧			一	,	:	
414	× X X	集	本	助	产的	世	推	油	怱	華	油	100
	性質区分	#	F.		三	剰			細			
V	-	雑	整	籗	榖	半			**	1		l

物件費及び維持補修費の内訳表

附表1

(単位:千円)

会計	節・及び款		委託料	維持補修費	≅ †
民	生	費	5,500		5,500
土	木	費		85,000	85,000
教	育	費	70,000		70,000
一角	安会計 名	合 計	75,500	85,000	160,500
国月	民健康任	呆 険	5,130		5,130

その他経費の内訳表

附表2

会	計及び	節	/	負補交	担 助 <i>对</i> 付	金び金金	償利割	還 子 及 引	金び料	計
民	<u> </u>	Ė	費					343,	534	343,534
衛	4	Ė	費					56,	922	56,922
観)	<u>K</u>	費		1	,000				1,000
土	 オ	k	費		6	,000				6,000
_	般会	計合	計		7	,000		400,	456	407,456
围	民健	康保	: 険					461,	717	461,717
介	護	保	険					240,	622	240,622

投資的 経費 一覧 表

(単位:千円)

西部生涯スポーツセンタープール改修 用 スプリンクラー設備等整備費補助防災改修等施設整備費補助 點 5,000 環境清美工場施設補強調査 ブロック塀等改修 翢 71 JR関西本線高架化 ブロック塀等改修 ブロック塀等改修 ロック塀等改修 薢 n 60,000 5,000 60,000 71 İ 榖 街 點 6 W 16,500 16,5008,300 5,500 2,800 56,900 55,700 1,200 \mathbb{K} 靊 平 料 黨 账 立 20,369 20,369 闸 76,500 60,000 16,500 20,369 20,369 13,300 5,500 7,800 56,971 1,200 55,771 鐕 輝 4 継 継 社業 貅 業 体業 継 븕 K ተ 빠 ተ 빠 福中 鐮 袕 鑩 鑩 岙 些 付近連 事 靊 衛生施設整衛 緻 撥 垂 罊 緻 設 毂 翭 艸 裍 湘 毂 \mathcal{H} 翹 駅差 歐 3 裍 #響響 女化版 岷 冊 1 棌 幸 衈 年 ℀ 比交 保 咂摇 鬃 K Ø 無 漸 無 浀 舞 涶 唐 涶 淟 費 實 實 實 貉 \mathbb{H} K 藃 \mathbb{H} 鑗 凪 衛 4

器器	N. E. L.		9,100 施設整備	3,100 施設整備		492	中学校	
	— 般	12,200	9,100	3,100	492	492	ļ	77,763
説	その他				5,250	分 5,250		5,250
源一内	地方債	17,700	17,700	,	3,500	2,400 分	1,100	102,900
財	当				21,858	21,858		21,858
	H				2,200		2,200	22,569
是 好 好 还	大	29,900	26,800	3,100	33,300	30,000	3,300	230,340
*	# **		小学校施設整備事業	中学校施設整備事業		農林業用施設災害後日事業	教育施設災害復旧事業	会 相 令 垂
幸	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	数 西 <u>南</u>	油	油	(※) (※) (※) (※) (※) (※) (※) (※) (※) (※)) 油	业	- 一

平成30年度奈良市水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成30年度奈良市水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 平成30年度奈良市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第4条本文括弧書中「不足する額2,299,000千円」を「不足する額2,098,336千円」に、「過年度分損益勘定留保資金2,233,640千円」を「過年度分損益勘定留保資金2,032,976千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計) 支 出

第1款 資本的支出 3,823,000千円 △200,664千円 3,622,336千円

第1項 建設改良費 1,934,596千円 △200,664千円 1,733,932千円

(継続費)

第3条 予算第5条に定めた継続費を次のとおり改める。

款項	否	事業名	補	正	前	Î			補	正	移	È	
	尹禾石	総 額	年度	年	割	額	総	額	年度	年	割	額	
資本的 建設改支 出 良 費	費 本管更生	千円	30	2	27,88	千円	千円 766,800		30		27,21	千円 .6	
		619,920	31	3	53,16	60			31	3	95,60)4	
		工事		32		38,88	80			32	3	43,98	80

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

附 属 書 類

- 1. 平成30年度 奈良市水道事業会計補正予算(第1号) 実施計画
- 2. 平成30年度 奈良市水道事業会計補正予定キャッシュ・フロー計算書 (第1号)
- 3. 平成30年度 奈良市水道事業補正予定貸借対照表 (第1号)
- 4. 平成30年度 奈良市水道事業会計補正予算(第1号)参考書

平成30年度奈良市水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

資本的収入及び支出

支 出

款	項		既決予定額	補正予定額	計	備る	<u>K</u>
1.資本的支出			3,823,000	△200,664	3,622,336		
	1.建設改良費		1,934,596	△200,664	1,733,932		
		3.配水施設改良費	1,159,811	△200,664	959,147		

平成30年度奈良市水道事業会計補正予定キャッシュ・フロー計算書(第1号)

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

		(単位・十円)
1.	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益(△は純損失)	326,103
	減価償却費	3,040,198
	引当金の増減額 (△は減少)	59,381
	長期前受金戻入額	△ 1,292,554
	受取利息	△ 400
	支払利息	249,986
	ダム負担金利息	78,155
	固定資産除却損	35,796
	未収金の増減額(△は増加)	117,728
	未収消費税等の増減額 (△は増加)	△ 47,067
	未払金の増減額(△は減少)	△ 92,596
	未払消費税等の増減額 (△は減少)	△ 64,003
	その他流動資産の増減額 (△は増加)	△ 2
	小計	2,410,725
	利息の受取額	400
	利息の支払額	△ 328,141
	業務活動によるキャッシュ・フロー	2,082,984
2.	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 1,794,211
	負担金による収入	566,445
	分担金による収入	302,081
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 925,685
3.	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	一時借入れによる収入	500,000
	一時借入金の返済による支出	△ 500,000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	696,600
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	$\triangle 1,097,472$
	長期割賦金の償還による支出	△ 691,465
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,092,337
	資金増加額	64,962
	資金期首残高	5,712,045
	資金期末残高	5,777,007

平成30年度奈良市水道事業補正予定貸借対照表(第1号)

(平成31年3月31日)

		(単位:十円)
	資 産 の 部	
1. 固 定 資 産		
(1) 有 形 固 定 資 産	董	
イ 土 地	也	4,139,171
口建物	勿 4,579,136	
減価償却累計額	頁 △ 2,022,912	2,556,224
ハ構築物	勿 86,372,883	
減価償却累計額	魚 △ 43,725,472	42,647,411
二機械及び装置	置 19,227,848	
減価償却累計額	魚 △ 14,095,348	5,132,500
ホ 車 両 運 搬 具	110,093	
減価償却累計額	頁 △ 71,651	38,442
へ 器 具 備 品	THE 171,044	
減価償却累計額		50,621
ト 建 設 仮 勘 定	Ė _	311,648
有形固定資産合計	Ħ	54,876,017
(2) 無 形 固 定 資 産	差	
イ ダ ム 使 用 権	霍	19,631,620
口 水 利 権	霍	63,645
ハ その他無形固定資産	<u> </u>	1,248,579
無形固定資産合計	Ħ	20,943,844
(3) 投	大	
イ 出 資 金	-	3,175
投 資 合 計	†	3,175
固 定 資 産 合 計	Ħ	75,823,036
2.流動資産		
(1) 現 金 預 金		5,777,007
(2) 未 収 金		
貸 倒 引 当 金		727,714
(3) 貯 蔵 品		29,916
(4) 前 払 金	宦	96,509
(5) 短 期 貸 付 金		42,899
(6) その他流動資産	_	1,114
流動資産合計		6,675,159
資 産 合 計	 	82,498,195

負債の部

3. 固 定 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に			
充てるための企業債	14,720,097		
企 業 債 合 計		14,720,097	
(2) 引 当 金			
イ 退職給付引当金	1,232,526		
引 当 金 合 計		1,232,526	
(3) 長期未払割賦金		1,173,291	
固 定 負 債 合 計			17,125,914
4. 流 動 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に			
充てるための企業債	1,038,970		
企 業 債 合 計		1,038,970	
(2) ダム割賦負担金		556,523	
(3) 未 払 金		315,905	
(4) 前 受 金		16,745	
(5) 引 当 金			
イ 賞 与 引 当 金	115,048		
引 当 金 合 計		115,048	
(6) 預 り 金		390,563	
流 動 負 債 合 計			2,433,754
5. 繰 延 収 益			
(1) 長 期 前 受 金	52,099,042		
(2) 収益化累計額	△ 22,858,242	29,240,800	
繰 延 収 益 合 計			29,240,800
負 債 合 計			48,800,468

資 本 の 部

6. 資 本 金		11,982,951
7. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余	金	
イ 受贈財産評価	額 1,364,952	
口諸補助	金 106,602	
ハの分担	金 5,401,638	
ニ 負担金その他諸切	【入11,743,704	
資本剰余金合	計	18,616,896
(2) 利 益 剰 余	金	
イ 減 債 積 立	金 700,000	
口 水道老朽施設更新積立	立金 2,000,000	
ハ 当年度未処分利益剰気	全金	
利益剰余金合	計	3,097,880
剰 余 金 合	計	21,714,776
資 本 合	計	33,697,727
負 債 資 本 合	計	82,498,195

平成30年度奈良市水道事業会計補正予算(第1号)参考書

資本的収入及び支出

支出

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1.資本的				3,823,000	△200,664	3,622,336		
	1.建設改良費			1,934,596	△200,664	1,733,932		
		3.配水施設改良費		1,159,811	△200,664	959,147		
			(25) 工事請負費	898,290	△200,664	697,626		

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例の一部改正について

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部 を改正する条例

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成6年 奈良市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中「奈良市長の選挙の場合に限る。」を削る。

第2条中「第5条」の次に「、第5条の2、第5条の4 | を加える。

第5条の2及び第5条の4中「奈良市長の選挙における」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(提案理由)

公職選挙法の一部改正により、議会の議員の選挙における選挙運動用ビラの頒布が可能 になったことに伴い、その公費負担に関し所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市手数料条例の一部改正について

奈良市手数料条例の一部を次のように改正しようとする。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例(平成12年奈良市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第47項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同項 を同表第47の2項とし、同表第46の3項の次に次のように加える。

4 7	建築物の敷地	建築基準法第43条第2項第1号	1件につき	
	と道路との関	の規定に基づく建築の認定の申請		27,000円
	係の建築認定	に対する審査		
	申請手数料			

別表第71項を次のように改める。

7 1	仮設興行場等 建築許可申請 手数料	建築基準法第8 5条第5項の規 定に基づく仮設 興行場等の建築 の許可の申請に 対する審査	仮設の期間が 3月以内の場 合	1件につき 60,000円
			仮設の期間が 3月を超える 場合	1件につき 120,000円
		建築基準法第85条第6項の規 定に基づく仮設興行場等の建築 の許可の申請に対する審査		1件につき 160,000円

附則

この条例は、公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号) 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(提案理由)

建築基準法の一部改正に伴い、接道規制の適用除外となる建築物に係る審査手数料を見直すほか、仮設興行場等の設置期間の特例の認定に係る審査手数料を新設しようとするものである。

奈良市立こども園設置条例等の一部改正について

奈良市立こども園設置条例等の一部を次のように改正しようとする。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市立こども園設置条例等の一部を改正する条例

(奈良市立こども園設置条例の一部改正)

第1条 奈良市立こども園設置条例(平成26年奈良市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

奈良市立辰市こども園	奈良市杏町414番地の4	215人
奈良市立学園南こども園	奈良市学園南三丁目15番28号	255人
奈良市立伏見こども園	奈良市菅原町367番地	170人

(奈良市立保育所設置条例の一部改正)

第2条 奈良市立保育所設置条例(平成17年奈良市条例第26号)の一部を次のように 改正する。

第2条の表辰市保育園の項及び学園南保育園の項を削る。

(奈良市立学校設置条例の一部改正)

第3条 奈良市立学校設置条例(昭和39年奈良市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条の表幼稚園の部奈良市立伏見幼稚園の項、奈良市立あやめ池幼稚園の項及び奈 良市立辰市幼稚園の項を削る。

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(提案理由)

奈良市幼保再編基本計画及び実施計画に基づき、幼稚園及び保育所の一部を再編し、幼保連携型認定こども園を設置するため、関係条例の規定を整備しようとするものである。

奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について

奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように 改正しようとする。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年奈良市 条例第36号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。
 - (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び 責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に 確保しなければならない。
 - (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所

内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

第17条第2項に次の1号を加える。

- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模 保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者
- (4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第3項において同じ。)において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

第29条第7号イの表4階以上の階の項及び第44条第8号イの表4階以上の階の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。)を有する付室」を「付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第46条中「第7条第1号」を「第7条第1項第1号」に改める。

附則第2項中「の前日」を「(以下「施行日」という。)の前日」に改め、「行う者」の次に「(次項において「施設等」という。)」を加え、「この条例の施行の日後に」を「施行日後に」に、「この条例の施行の日から」を「施行日から」に改め、附則第5項中「この条例の施行の日」を「施行日」に改め、同項を附則第6項とし、附則第4項中「この条例の施行の日」を「施行日」に改め、同項を附則第5項とし、附則第3項中「この条例の施行の日」を「施行日」に改め、同項を附則第5項とし、附則第3項中「この条例の施行の日」を「施行日」に改め、同項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業(第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第24条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規

定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

基準省令の一部改正に伴い、家庭的保育事業所等における連携施設の確保の例外等に係る規定の整備を行おうとするものである。

奈良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の全部改正について

奈良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を次のように改正しようとする。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 奈良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年 奈良市条例第54号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び放課後児童健全育成事業の設備 及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下「放課後児童健全育成 事業基準」という。)において使用する用語の例による。

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準)

第3条 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、放課後児童健全育成事業基準の定めるところによる。

(暴力団の排除)

第4条 放課後児童健全育成事業者は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例 (平成24年奈良市条例第24号)第2条第1号に規定する暴力団を利することとなら ないようにしなければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(放課後児童健全育成事業基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、放課後児童健全育成事業基準の附則及 び放課後児童健全育成事業基準を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。 (設備の基準の経過措置)

第3条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日(以下「法施行日」という。)の前日において現に存する放課後児童健全育成事業所については、平成32年3月31日までの間、第3条の規定によりその定めるところによるとされる放課後児童健全育成事業基準第9条第2項の規定は、適用しないことができる。

(支援の単位の経過措置)

第4条 法施行日の前日において現に存する放課後児童健全育成事業所については、平成 32年3月31日までの間、第3条の規定によりその定めるところによるとされる放課 後児童健全育成事業基準第10条第4項の規定は、適用しないことができる。

(提案理由)

基準省令の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について所要の規定を整備するほか、独自基準の明確化の観点から、条例の構造を基準省令を引用する方式に改めようとするものである。

奈良市共同浴場条例の一部改正について

奈良市共同浴場条例の一部を次のように改正しようとする。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市共同浴場条例の一部を改正する条例 奈良市共同浴場条例(昭和39年奈良市条例第20号)の一部を次のように改正する。 第2条の表奈良市横井共同浴場の項を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

横井共同浴場の廃止に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市議案第94号

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正しようとする。 平成30年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例 奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和48年奈良市条例第35号)の一部を

別表第1ごみ、燃え殻等の処分の項中「60円」を「100円」に、「100円」を「 160円」に改める。

別表第2中「200円」を「260円」に改める。

附則

次のように改正する。

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1及び別表 第2の規定は、平成31年4月1日以後に処理する廃棄物に係る手数料及び処分費用に ついて適用し、同日前に処理した廃棄物に係る手数料及び処分費用については、なお従 前の例による。

(提案理由)

一般廃棄物処理手数料を改定し、受益者の費用負担の適正化を図るほか、所要の改正を 行おうとするものである。 奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる 特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正について

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める 条例の一部を次のように改正しようとする。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める 条例(平成25年奈良市条例第58号)の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人アゴラ音楽クラブの項から特定非営利活動法人奈良ストップ温暖化の会の項までを削り、同表特定非営利活動法人奈良芸能文化協会の項中「平成25年1月1日から平成30年9月30日まで」を「平成30年10月1日から平成35年9月30日まで」に改め、同表特定非営利活動法人奈良国際協力サポーターの項及び特定非営利活動法人宙塾の項を削る。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の奈良市個人市民税の控除 対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例別表の規定は、平成 30年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成30年9月30日までにこの条例による改正前の奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例(以下「旧条例」という。) 別表特定非営利活動法人アゴラ音楽クラブの項から特定非営利活動法人宙塾の項までに 掲げる法人に対して支出された寄附金について奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第 12号)第24条の2第1項第2号の規定を適用する場合にあっては、旧条例別表の規定は、なおその効力を有する。

(提案理由)

条例別表に規定する特定非営利活動法人の構成及び個人市民税の控除対象となる寄附金の支出の期間の変更に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市営駐車場条例の一部改正について

奈良市営駐車場条例の一部を次のように改正しようとする。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市営駐車場条例の一部を改正する条例

奈良市営駐車場条例(平成9年奈良市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(利用料金等)」に改め、同条第1項中「駐車料金(以下「駐車料金」という。)」を「利用料金を支払い、又は使用料」に改め、同項第1号中「別表第1に定める駐車料金」を「次項に定める利用料金」に改め、同項第2号中「駐車料金」を「使用料」に改め、同条第2項中「駐車料金」を「利用料金又は使用料(以下「駐車料金」という。)」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

- 2 利用料金は、別表第1に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長 の承認を得て定める額とする。
- 3 地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、市長は、指定管理者に利用料金を 当該指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 4 指定管理者は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

第7条中「市長」の次に「又は指定管理者」を加える。

第9条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

別表第1の1を次のように改める。

1 駐車時間が24時間以内の場合の利用料金の上限(定期利用を除く。) (1台につき)

駐車時間	利用料金の上限
午前6時から翌日午前0時30分まで の間に駐車する場合	20分までごとにつき100円(その額が 900円を超える場合にあっては、900 円)

午前0時30分を超えて駐車する場合

1,200円

別表第1の2中「駐車料金」を「利用料金の上限」に、「1,500円」を「1,200円」に改め、同表の3中「駐車料金」を「利用料金の上限」に、「10,000円」を「15,000円」に改める。

別表第2中「駐車料金」を「使用料」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市営駐車場条例別表第1の規定は、この条例の施行の日 以後の自動車の入庫及び定期利用の承認に係る利用料金から適用し、同日前の自動車の 入庫及び定期利用の承認に係る駐車料金については、なお従前の例による。

(提案理由)

JR奈良駅第1駐車場及び第2駐車場に利用料金制を導入し、料金体系の見直しを行お うとするものである。

平成29年度奈良市水道事業会計 未処分利益剰余金の処分について

平成29年度奈良市水道事業会計未処分利益剰余金971,776,812円のうち、600,000,000円を水道老朽施設更新積立金に積み立て、また300,000,000円を自己資本金へ組み入れ、その残余を繰り越すものとする。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市議案第98号

財産の取得について

消防施設整備事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。 平成30年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1. 物品の表示

		名 称	種類	数	量
	1	消防ポンプ自動車	災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 I – B型	1	台
4	2	消防ポンプ自動車	災害対応特殊消防ポンプ自動車CD-Ⅰ型	1	台

- 2. 契 約 金 額 98,928,000円
- 3. 契約の相手方 兵庫県三田市テクノパーク2番地の3 株式会社モリタ関西支店 支店長 合田 努

財産の取得について

消防施設整備事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。 平成30年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1. 物品の表示

名 称	種類	数	量
救急自動車	高規格救急自動車	1	台

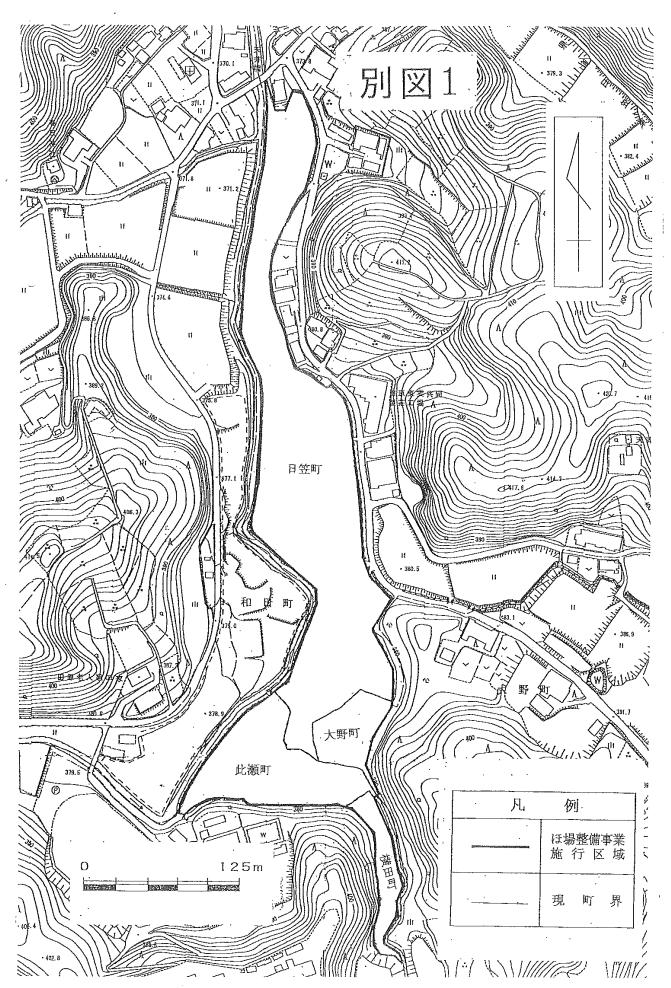
- 2. 契 約 金 額 22,032,000円
- 3. 契約の相手方 奈良市大宮町四丁目459番1 奈良日産自動車株式会社奈良店法人営業課 課長 池田 昌浩

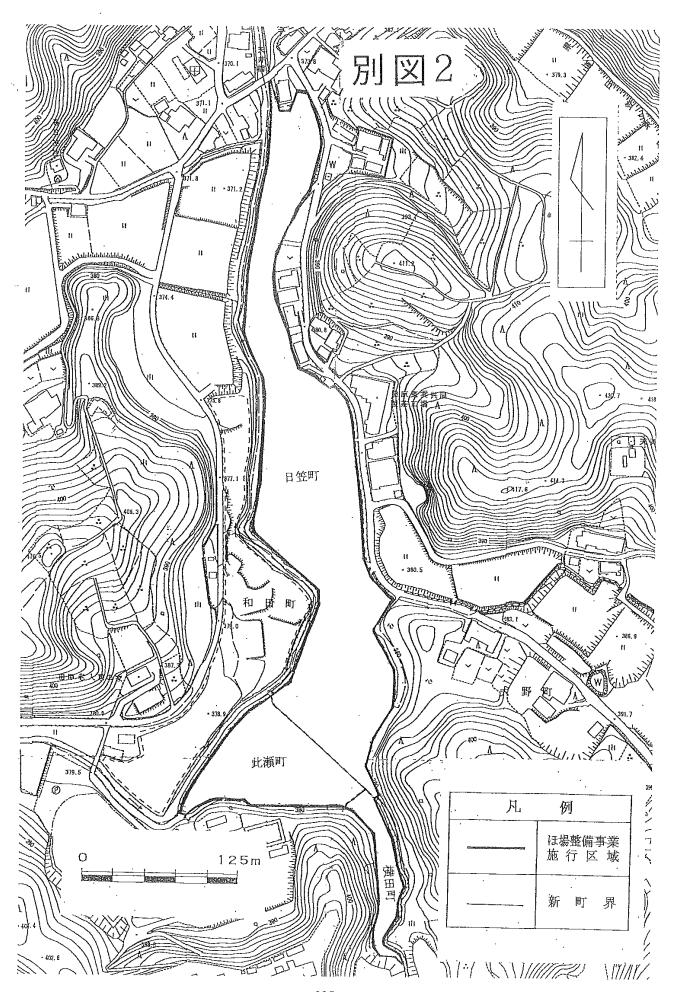
町の区域の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項及び同法施行令(昭和22年 政令第16号)第179条の規定により、県営ほ場整備事業田原南地区施行区域につい て、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する、 同法第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から、本市内の区域の うち別図1に示す町の区域を別図2に示すとおり変更する。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸



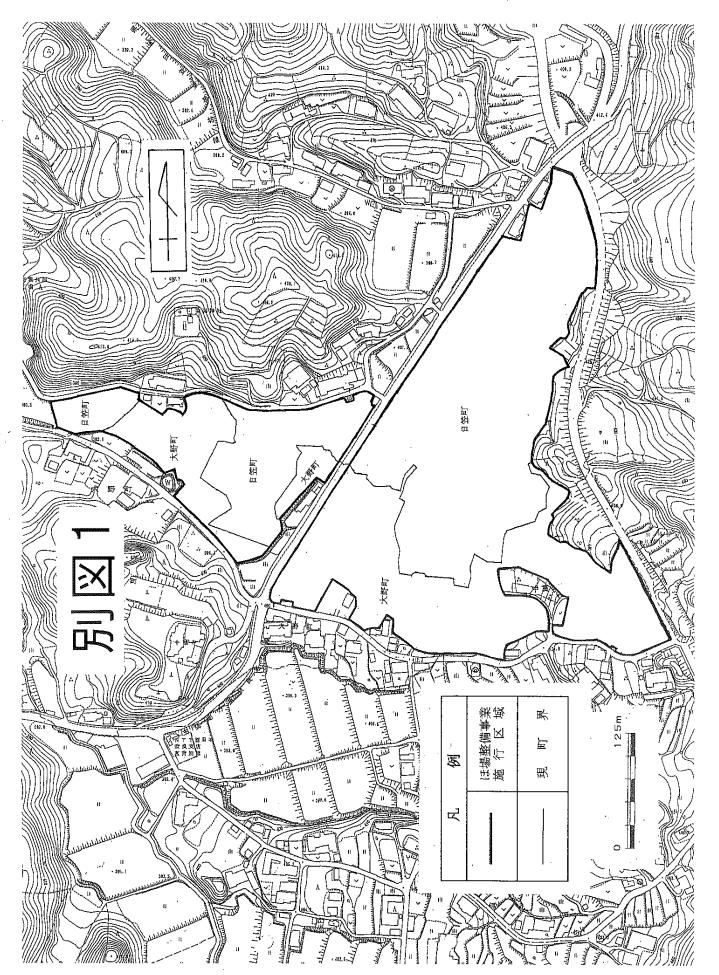


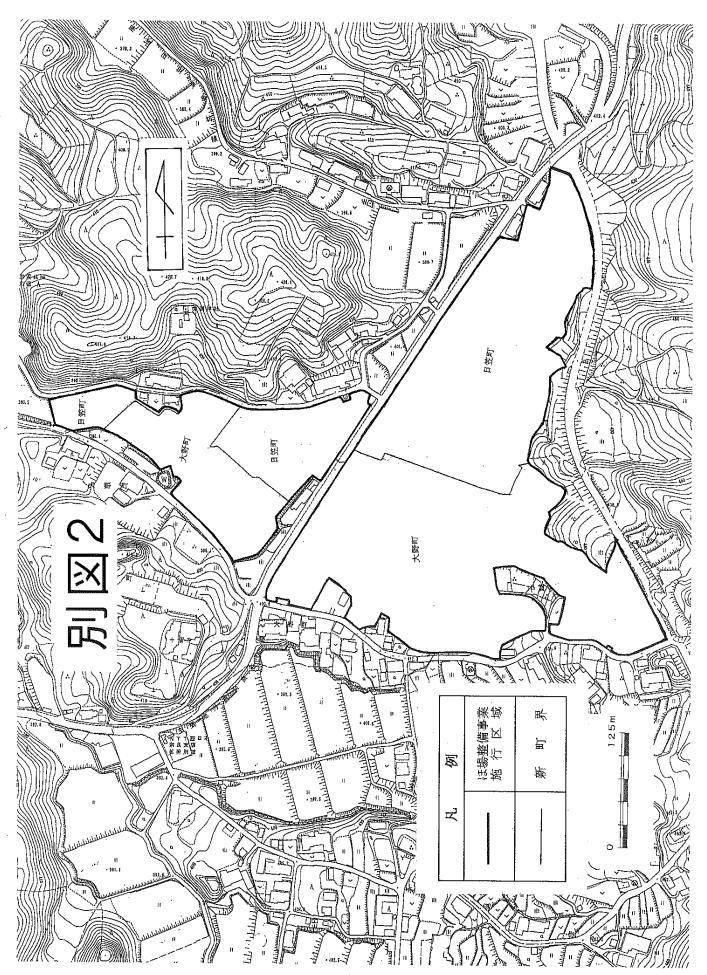
町の区域の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項及び同法施行令(昭和22年 政令第16号)第179条の規定により、県営ほ場整備事業田原南地区施行区域につい て、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する、 同法第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から、本市内の区域の うち別図1に示す町の区域を別図2に示すとおり変更する。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸





奈良市諮問第2号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3 項の規定により議会の意見を問う。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住 所

氏名徳田健

履 歴 書 氏 名 德 田 健 生年月日 現住所 学 歴 職 歴

奈良市諮問第3号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3 項の規定により議会の意見を問う。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住 所

氏名 石 巻 昌 孝



奈良市諮問第4号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3 項の規定により議会の意見を問う。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住 所

氏名福田恵子

